

環境影響評価手続のあらまし

令和8年4月改正版

令和8年4月 岡山県環境文化部環境企画課

はじめに

本県では、昭和53年12月に制定した「環境保全に関する環境影響評価指導要綱」に基づき環境影響評価を推進してきましたが、「岡山県環境基本条例」において環境影響評価の推進が掲げられたことや、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定・公布されたことを受け、事前手続制度の充実や、手続の透明性の確保、住民参加の機会の拡充等を盛り込んだ「岡山県環境影響評価等に関する条例」（以下「条例」といいます。）を平成11年3月に公布し、同年6月12日から施行しました。

その後、対象事業や規模要件の変更など度重なる改正を行いましたが、直近では、令和7年6月に環境影響評価法の改正等を受け、令和8年3月に条例等を改正しました。

環境影響評価（環境アセスメント）とは？

「環境アセスメント」とは、事業者が、事業の内容を決めるに当たって、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らが調査・予測・評価を行うとともに、周辺住民や市町村長などから寄せられる環境保全上の見地からの意見を踏まえて、環境に配慮した事業計画とする一連の手続のことです。

調査

事業予定区域及びその周辺地域の自然等環境の状況や人口など社会的状況について、既存文献等資料の収集・現地調査結果により、適切な予測評価を行うために必要な情報を収集し、整理・解析を行います。

予測

対象事業の実施により、どの程度の環境影響が発生するか、工事中・供用後の各段階ごとに数理モデル等による数値計算・実験による解析等により定量的に把握します。

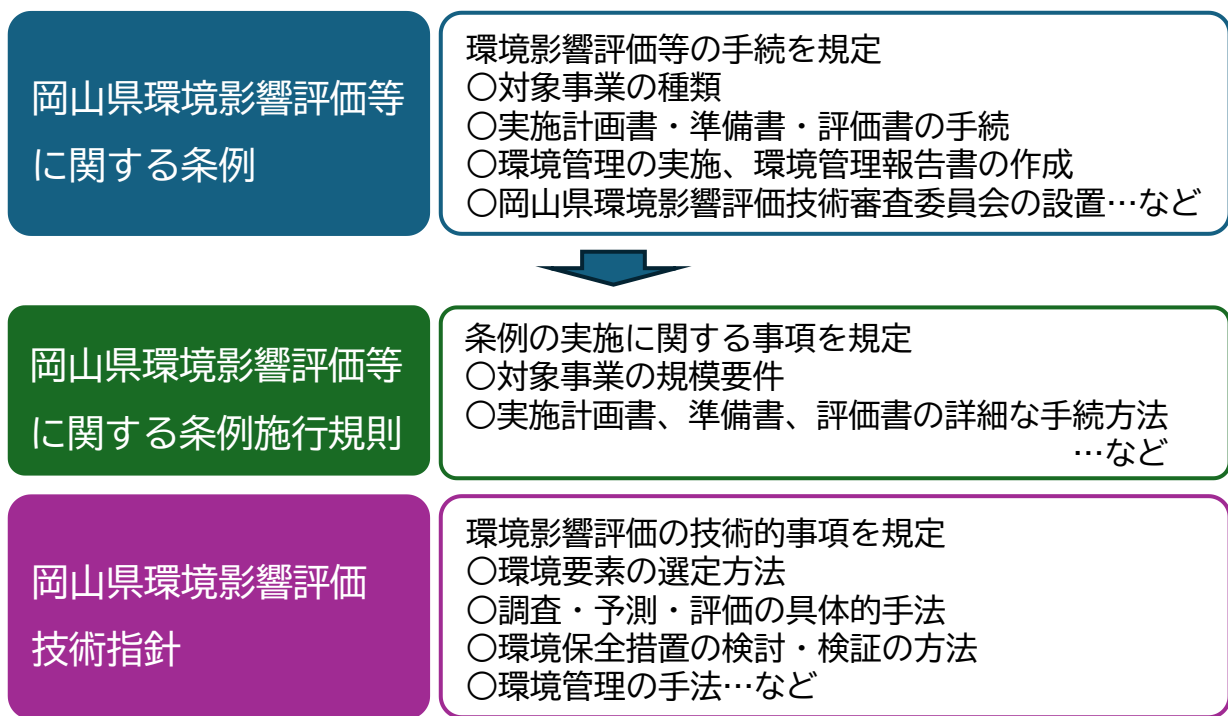
評価

事業により環境に及ぼす影響が実行可能な範囲で十分回避・低減されているか、事業者の見解について明らかにするとともに、環境基準などとの整合性について検討します。

環境管理

予測の不確実性や予測し得ない事象への対応のため、工事着手から環境モニタリングを実施し、環境影響評価の結果を確認します。

岡山県環境影響評価等に関する条例の体系



条例の対象となる事業

事業規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を「対象事業」としており、大別して次の14種類の事業を定めています。なお、ここに掲げた一覧は概要ですので、詳細は岡山県環境企画課（TEL086-226-7299）までお問い合わせください。

事業区分		対象規模の概要
1 道路の新設及び改築	一般国道	2車線以上の自動車専用道路 4車線以上かつ7.5km以上の道路※ ¹
	大規模林道	幅員が6.5m以上かつ長さ15km以上※ ¹
	一般国道・大規模林道以外	2車線以上の自動車専用道路 4車線以上かつ7.5km以上の道路
2 河川	ダムの新築	貯水池の区域の面積50ha以上
	堰の新築及び改築	【新築】湛水面積75ha以上※ ¹ 【改築】改築後の湛水面積が75ha以上かつ湛水面積37.5ha以上増加
	放水路の新築	改変面積75ha以上※ ¹
3 鉄道・軌道の建設及び改良	普通鉄道・軌道	すべて
4 飛行場の設置又は変更		【設置】滑走路の長さ1,875m以上※ ¹ 【変更】滑走路375m以上の延長で、延長後1,875m以上となるもの※ ¹

事業区分		対象規模の概要	
5 電気工作物の設置又は変更	水力発電所	1万kW以上	
	火力発電所（地熱を除く）	7.5万kW以上 （環境影響評価を行う必要がないと認められるもの*2を除く。）	
	太陽電池発電所	改変面積*3 20ha以上	
	風力発電所	1,500kW以上	
	高圧送電線	50万V以上	
6 公有水面の埋立て及び干拓	埋立又は干拓の面積10ha以上		
7 廃棄物処理施設の設置又は変更	廃棄物最終処分場	埋立処分場所5ha以上又は 改変面積10ha以上	
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時以上	
8-① 工業団地の造成	特別地域を含む区域*6	改変面積10ha以上	
	特別地域を含まない区域*6	改変面積50ha以上	
8-② 製造業等*4に係る工場又は事業場の 新設又は増設*5	特別地域を含む区域*6	改変面積10ha以上	
	特別地域を含まない区域*6	改変面積50ha以上	
	最大排ガス量10万Nm ³ /時以上		
	平均排水量1万m ³ /日以上		
9 住宅団地の造成	改変面積10ha以上		
10 流通業務団地の造成	特別地域を含む区域*6	改変面積10ha以上	
	特別地域を含まない区域*6	改変面積50ha以上	
11 レクリエーション施設等の新設又は増設 （スキー場、キャンプ場、公園を含む）	改変面積10ha以上		
12 下水道終末処理場の新設又は増設	平均的な全体計画下水量3,000m ³ /日以上		
13 面的複合開発 （7～12の複合事業）	特別地域を含まない区域 で8と10を併せて実施するもの*6	改変面積50ha以上	
	上記以外のもの	改変面積10ha以上	
14 その他	土石の採取	改変面積20ha以上	
	土地区画整理事業	改変面積75ha以上	
	試験研究施設の新設又は増設	改変面積10ha以上	

※1 環境影響評価法第二種事業の判定に漏れた場合に条例の対象事業に該当する。

※2 排出ガスの増加量が10万Nm³/時未満であり、温排水による海水への影響がないもの

※3 土地の区画形質変更の面積又は樹木の伐採等の面積をいう。

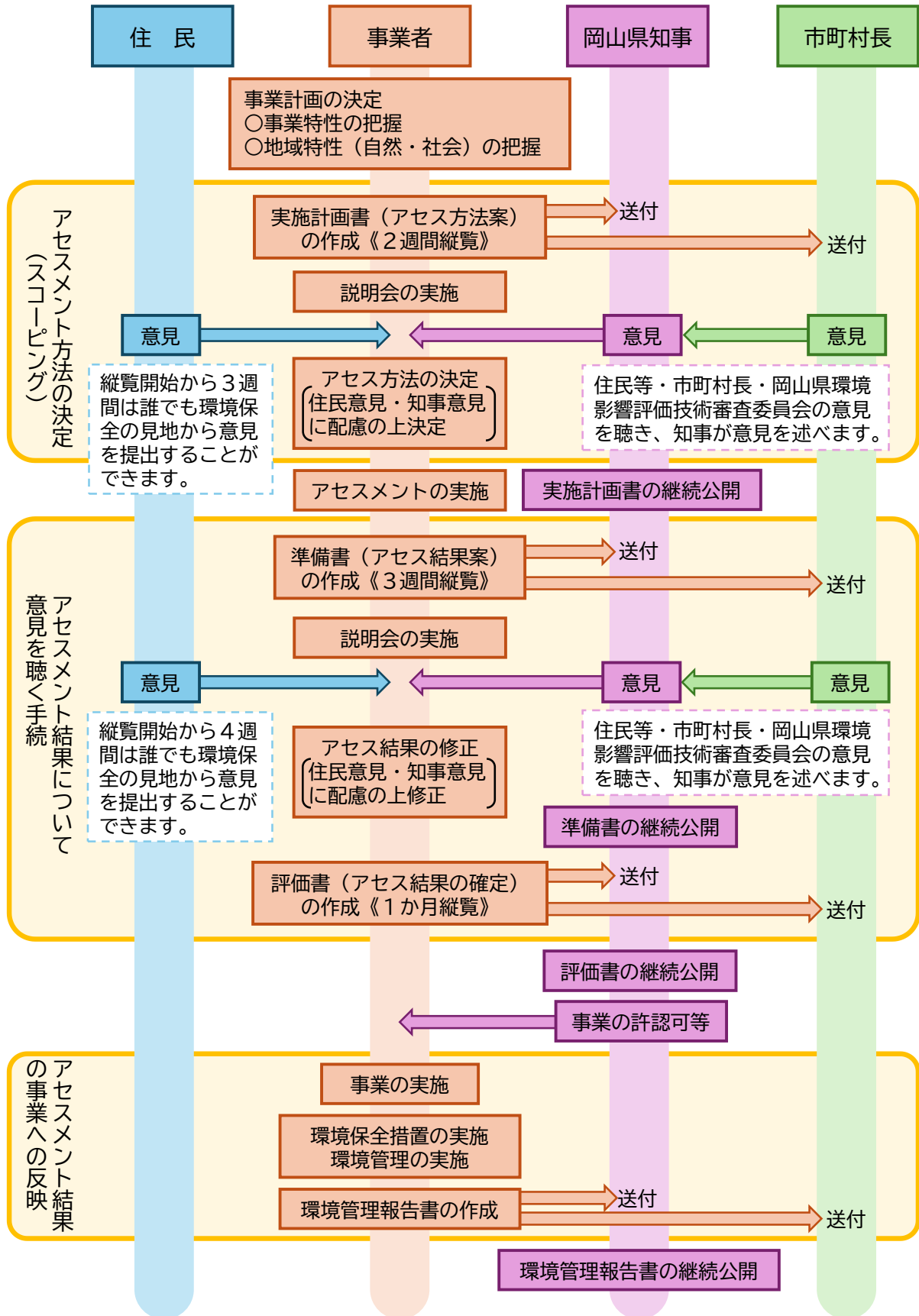
※4 製造業、ガス供給業及び熱供給業をいう。（電気供給業は除く。）

※5 5（電気工作物の設置又は変更）に該当する場合は8-②に該当しない。

※6 特別地域：国立公園、国定公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、環境緑地保護地域、郷土自然保護地域、郷土記念物、生息地等保護区、鳥獣保護区の区域（以上の区域についてはその周囲200mを含む。）、市街化調整区域（地区計画区域を除く。）及び知事が指定する区域をいう。

環境影響評価の手續について

条例の対象事業に該当する場合、事業計画の段階で事業者自らが環境影響評価手続を行った上で、その結果を詳細な事業計画に反映し、事業を実施します。環境影響評価の終了後、事業の実施に必要な各種関係法令による許認可や工事着手が行われます。



1 実施計画書手続（スコーピング）

スコーピングとは…

環境アセスメントは、事業の内容を柔軟に変更できるような早い段階で行うほど、高い効果が上げられます。また、事業が環境に及ぼす影響は、事業が行われる地域によって異なるので、環境アセスメントも地域に応じて行う必要があります。例えば、新たに道路を建設する場合、自然が豊かな山間部を通る場合と都市部を通る場合では、環境保全のために対応すべき問題は異なります。

このため 環境影響評価ではその方法を定めるに当たって 住民 市町村長などの意見（環境保全に関する意見）を聴く手続を設け、事業計画のより早い段階で意見を聴くことによって柔軟にその意見を反映でき、また、地域に応じてメリハリの効いた方法による環境アセスメントが行えるようになります。この実施計画書の手続を「スコーピング」（しぼりこみ）と呼んでいます。

- ① 事業者は「環境影響評価実施計画書」及び「要約書」を作成し、知事・市町村長に送付します。
- ② 事業者は、実施計画書を作成したことを新聞紙面やインターネットなどで公表（公告といいます）し、2週間誰でも見られるように（縦覧）します。
- ③ 事業者は、②の期間中に実施計画書の内容に関する説明会を行います。
- ④ 環境保全に関して意見のある人は、②の縦覧開始から3週間以内に、事業者又は知事に意見書を提出します。
- ⑤ 事業者は、④の意見書に対する事業者の見解や周知結果等を知事・市町村長に提出します。
- ⑥ 知事は、⑤の報告書を受け取ってから2か月以内に、④住民意見、⑤市町村長意見、「岡山県環境影響評価技術審査委員会」の意見を聴いた上で、事業者に意見を述べます。

2 準備書手続

調査、予測、評価の実施後、その結果に対する意見を聴き、環境影響評価書を作成するための準備を行う図書を作成します。

- ① 事業者は「環境影響評価準備書」及び「要約書」を作成し、知事・市町村長に送付します。
- ② 事業者は、準備書を作成したことを新聞紙面やインターネットなどで公告し、3週間縦覧します。
- ③ 事業者は、②の期間中に準備書の内容に関する説明会を行います。
- ④ 環境保全に関して意見のある人は、②の縦覧開始から4週間以内に、事業者又は知事に意見書を提出します。
- ⑤ 事業者は、④の意見書に対する事業者の見解や周知結果等を知事・市町村長に提出します。
- ⑥ 知事は、⑤の報告書を受け取ってから3か月以内に、④住民意見、⑤市町村長意見、「岡山県環境影響評価技術審査委員会」の意見を聴いた上で、事業者に意見を述べます。

3 評価書手続

準備書手続の後、事業者は受け取った意見の内容を十分検討し、準備書の内容を見直し「環境影響評価書」を作成します。

作成された評価書は、環境アセスメントの最終結果として知事・市町村長に送付されるとともに、実施計画書や準備書と同様に1か月間公告・縦覧されます。

事業の実施に際して必要となる各種許認可を行う者（例：埋立事業であれば知事）は評価書の内容が事業に十分配慮されているか、許認可に際し確認します。なお、評価書を公告するまでは、事業を実施することはできません。

4 環境管理

評価書で明らかにされた環境保全対策等の実施状況を事業者自らが確認し、予測外の事態にも適切に対応していくことは、地域の環境を保全するために有効な手段となります。

このため、条例では、事業者が評価書に記載した「環境管理計画」に基づき、環境管理を行うことを義務付けており、事業者は環境管理を行った結果の報告書（環境管理報告書）を知事及び関係市町村長に提出することとしています。

環境影響評価等に係る書類等の継続公開

事業者から県に提出された環境影響評価に関する書類等（実施計画書・準備書・評価書・環境管理報告書）については、事業者の同意を得た上で、県がホームページにおいて30年間継続公開します。

お問い合わせ

岡山県環境文化部 環境企画課 審査・調整班

岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL 086-226-7299（直通） FAX 086-233-7677

E-mail kanki@pref.okayama.lg.jp